

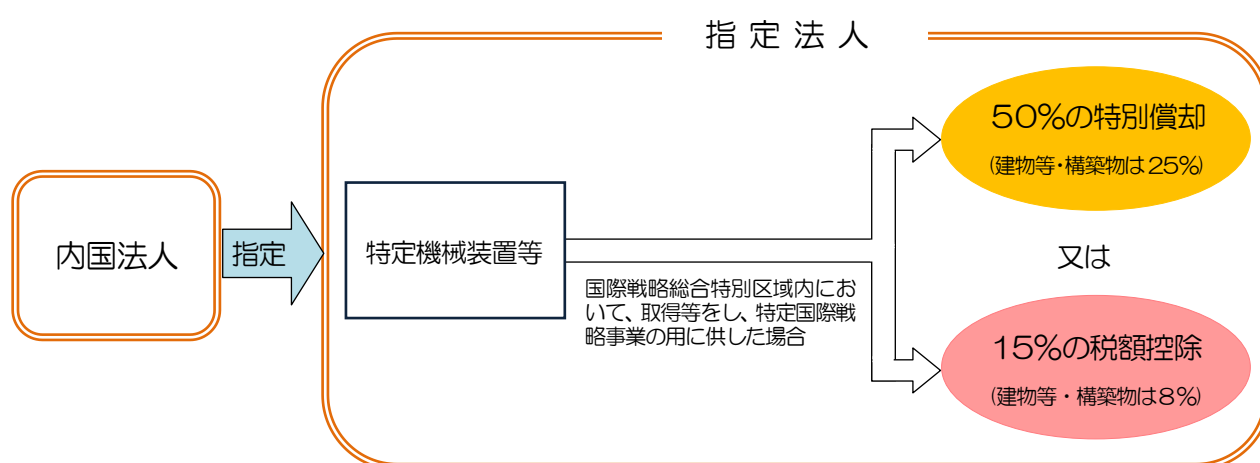
Ⅲ 国際戦略総合特別区域に係る税制の創設

1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、総合特別区域法に規定する指定法人*1 が、同法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、国際戦略総合特別区域*2 内において、特定機械装置等の取得等をして、認定国際戦略総合特別区域計画*3 に定められた特定国際戦略事業*4 の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度においてその特定機械装置等の取得価額の 50%（建物等及び構築物は 25%）相当額の特別償却と 15%（建物等及び構築物は 8%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の 20%相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとされました（措法 42 の 11）。

《イメージ図》



○ 特定機械装置等

この制度の対象となる特定機械装置等とは、次の資産の区分に応じ、それぞれに掲げる金額以上のものをいいます（措法 42 の 11①、措令 27 の 11①）。

- ① 機械及び装置……一台又は一基の取得価額が 2,000 万円以上
- ② 建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）並びに構築物……一の建物等及び構築物の取得価額が 1 億円以上

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 11①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記算式の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	特別償却割合
機械及び装置	50%
建物等及び構築物	25%

○ 税額控除限度額の計算

この制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 11②）。

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{税額控除割合}$$

（当期の法人税額の 20%相当額を限度）

上記算式の税額控除割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	税額控除割合
機械及び装置	15%
建物等及び構築物	8%

○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度においてこの税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています（措法 42 の 11③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

イ 特定機械装置等を貸付けの用に供した場合には、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 11①）。

《特別償却》

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定機械装置等については、特別償却の規定を適用しないこととされています（措法 42 の 11⑥）。

ハ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法 42 の 11⑦）。

《税額控除》

ニ 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 11⑧）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

ホ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受ける事業年度において、特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額がある場合には、当期の法人税額の 20%相当額からその金額を控除した残額が、その控除の限度額となります（措法 42 の 11③）。

ヘ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、特定機械装置等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、

この規定を適用する事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書にその控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 11⑨）。

《連結納税制度》

ト 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15、措令 39 の 45）。

【用語説明】

（指定法人）

- *1 指定法人とは、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている事業を実施する法人として認定地方公共団体（内閣総理大臣に指定を受けた地方公共団体をいいます。以下この説明書において同じです。）の指定を受けた法人をいいます（総合特区法 26①）。

（国際戦略総合特別区域）

- *2 国際戦略総合特別区域とは、総合特別区域基本方針に適合することなどの基準に適合するものとして、内閣総理大臣に指定された区域をいいます（以下この説明書において同じです。）（総合特区法 8 ①）。

（認定国際戦略総合特別区域計画）

- *3 認定国際戦略総合特別区域計画とは、総合特別区域基本方針と国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即している当該区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画として内閣総理大臣の認定を受けたものをいいます（以下この説明書において同じです。）（総合特区法 12①⑩）。

（特定国際戦略事業）

- *4 特定国際戦略事業とは、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた次のイ又はロの事業をいいます（措法 42 の 11①、総合特区法 26①）。

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとされる一定の事業（ロに掲げるものを除きます。）

ロ イの事業であって地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずる一定の事業

【適用時期】

総合特別区域法の施行の日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます（23 年 6 月改正法附則 1 十一、52、66、改正措令附則 1 七）。

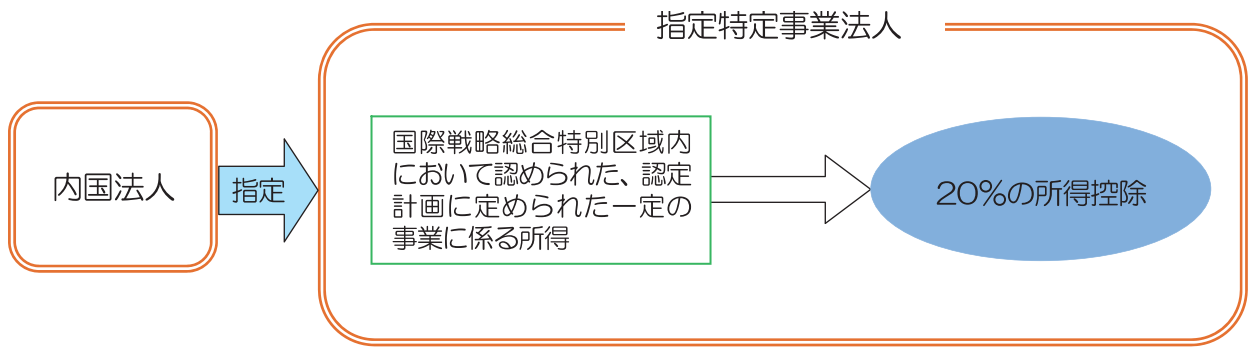
なお、総合特別区域法は、公布の日（平成 23 年 6 月 29 日）から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（総合特区法附則 1）。

2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に指定特定事業法人*に該当するものが、その指定の日から同日以後 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度において、国際戦略総合特別区域内においてその指定に係る認定国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業を行う場合には、その事業に係る所得の金額（軽減対象所得金額）の 20%を損金の額に算入すること（所得控除）ができることとされました（措法 60 の 2）。

《イメージ図》



○ 適用対象事業

この制度の対象となる事業は、国際戦略総合特別区域内において行われるその法人の指定に係る総合特別区域法第 27 条第 1 項の事業で、同法第 20 条から第 23 条までに規定するその特区に認められた規制の特例措置等の適用を受けて行われる一定の事業をいいます（措法 60 の 2 ①、措令 36 の 2 ②、総合特区法 2 ④、27 ①）。

○ 損金算入額の計算

この制度により損金の額に算入される額は、次の算式により計算します（措法 60 の 2 ①）。

（算 式）

$$\text{損金算入額} = \text{軽減対象所得金額に相当する金額} \times 20\%$$

上記算式の軽減対象所得金額とは、適用対象事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、その金額がその事業年度分の所得の金額（全所得金額）を超える場合には、その全所得金額に相当する金額が限度とされます（措令 36 の 2 ③）。

申告に当たっての注意点

《所得控除》

イ この制度の適用を受ける場合には、上記「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の制度又は下記「IV 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設」の制度の適用を受けることはできません（措法 60 の 2 ①）。

ロ 所得控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金の額に算入される金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 60 の 2 ②）。

《連結納税制度》

ハ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 63 の 2、措令 39 の 90 の 2）。

【用語説明】

（指定特定事業法人）

- * 指定特定事業法人とは、専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている事業を実施する法人で、国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることなどの要件に該当するものとして認定地方公共団体の指定を受けた法人をいいます（総合特区法 27①）。

〔適用時期〕

総合特別区域法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（23 年 6 月改正法 附則 1 十一、54、69、改正措令附則 1 七）。

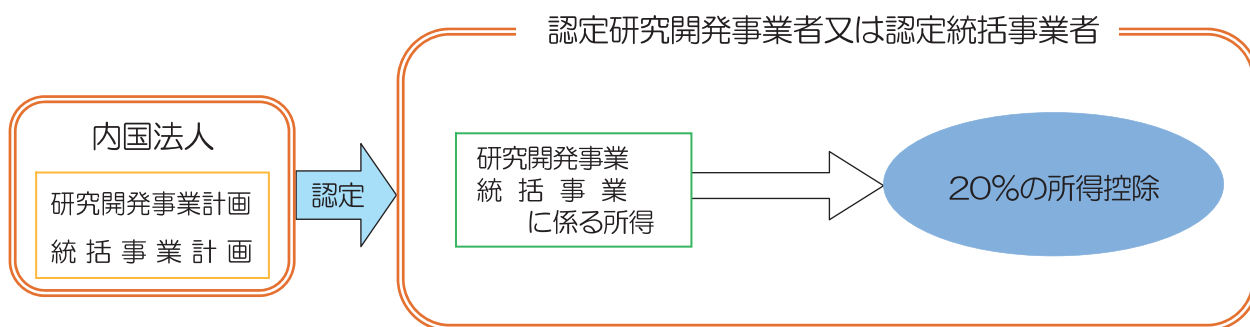
なお、総合特別区域法は、公布の日（平成 23 年 6 月 29 日）から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（総合特区法附則 1）。

IV 認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に研究開発事業計画*1 又は統括事業計画*2 の認定を受けた同法第 11 条第 1 項に規定する認定研究開発事業者又は認定統括事業者にあたるものが、これらの認定の日から同日後 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度において、研究開発事業*3 又は統括事業*4 を行う場合には、これらの事業に係る所得の金額（軽減対象所得金額）の 20% を損金の額に算入すること（所得控除）ができることとされました（措法 60 の 3）。

《イメージ図》



○ 損金算入額の計算

この制度により損金の額に算入される額は、次の算式により計算します（措法 60 の 3 ①）。

（算 式）

$$\text{損金算入額} = \text{軽減対象所得金額に相当する金額} \times 20\%$$

上記算式の軽減対象所得金額とは、次の①又は②の事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、その金額がその事業年度分の所得の金額（全所得金額）を超える場合には、その全所得金額に相当する金額が限度とされます（措令 36 の 3 ①②）。

- ① 研究開発事業計画に記載された研究開発事業
- ② 統括事業計画に記載された統括事業

申告に当たっての注意点

《所得控除》

イ 青色申告法人で平成 26 年 3 月 31 日までに特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法に規定する次に掲げる計画の認定を受けた者によりその計画に従って設立された次の法人が、この制度の適用を受けることができます（措法 60 の 3 ①）。

認定を受ける計画	適用対象法人	根拠法令
研究開発事業計画	認定研究開発事業法人 （認定研究開発事業者）	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法 2 ③、4 ①、11 ①
統括事業計画	認定統括事業法人 （認定統括事業者）	同法 2 ④、6 ①、11 ①

ロ この制度の適用を受ける事業年度においては、上記「Ⅲ 国際戦略総合特別区域に係る税制の

創設」の「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の制度の適用を受けることはできません。

また、認定研究開発事業法人は、この制度の適用を受ける事業年度においては、租税特別措置法第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) の規定の適用を受けることができません (措法 60 の 3 ①)。

ハ 所得控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金の額に算入される金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります (措法 60 の 3 ②)。

《連結納税制度》

ニ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています (措法 68 の 63 の 3、措令 39 の 90 の 3)。

【用語説明】

(研究開発事業計画)

*1 研究開発事業計画とは、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する研究開発事業に関する計画をいいます。

(統括事業計画)

*2 統括事業計画とは、同法第 6 条第 1 項に規定する統括事業に関する計画をいいます。

(研究開発事業)

*3 研究開発事業とは、同法第 2 条第 3 項に規定する事業をいいます。

(統括事業)

*4 統括事業とは、同法第 2 条第 4 項に規定する事業をいいます。

〔適用時期〕

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます (23 年 6 月改正法附則 1 十、55、70、改正措令附則 1 六)。

なお、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案は平成 23 年 7 月 8 日現在、国会において審議中です。